

第 27 回「政策推進作業部会」議事概要

日 時 平成 28 年 10 月 6 日 (木) 13 : 30 ~ 14 : 15
場 所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室
出席者 委 員 : 常本部長、石森委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、
佐藤委員、篠田委員、本田委員、丸子委員
事務局 : 松永内閣審議官、對馬内閣審議官、内閣参事官ほか
傍 聴 : 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省ほか

議 事

1. 平成 29 年度アイヌ政策関係予算概算要求の状況について

①事務局より次のとおり説明

○ 平成 29 年度予算概算要求額合計は 2,859 百万円、対前年度比 2.16 倍と大きく増額している。予算概算要求には大きな柱が 3 つあり、多く増えた要因は 1 番目の柱「民族共生象徴空間」の具体化で 2,036 百万円、対前年度比 4.02 倍となっている。特に施設整備で増額しており、博物館の整備及び運営準備に 1,361 百万円、公園の整備に 505 百万円、アイヌの遺骨等の慰霊及び管理のための施設の整備に 140 百万円を計上している。その他、情報発信方策に関する調査、大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた手続き等に関する調査研究を計上している。

2 番目の柱「アイヌ文化の振興、普及啓発」は 340 百万円、対前年度比 1.01 倍で前年度とほぼ同額。

3 番目の柱「アイヌ生活向上等」は 452 百万円、対前年度比 1.00 倍となっている。北海道内施策については修学の支援、雇用・生活の安定、農林漁業の復興、中小企業の産業振興がほぼ対前年度同額となっているが、そのうち修学支援については特に高校生が学生数減少ということもあり若干前年度より減っている。また、政策の再構築として、様々な立場のアイヌの人々に関する実態把握を新規で 4 百万円計上している。

最後にその他として事務経費等を計上している。

なお、今年度の補正予算については現在国会で審議中だが、象徴空間の博物館、公園、慰霊施設整備のための用地取得等に係る経費を計上しているところ。

2. アイヌ遺骨について

①事務局より次のとおり説明

○ 慰霊施設整備を具体化するために設計などの準備に取り組んでいるところ。国においてポロト湖の東側の高台 4.5ha の土地を取得し、遺骨と副葬品を保管する墓所となる建物、カムイノミなどの慰霊行事を行うための施設、モニュメント、広場を整備するほか、市街地から少し離れたところに位置するため、車でアクセスできるように駐車場を設けるとしている。国で整備するのは以上で、白老町において散策路などの周辺環境整備を行う方向で検討するとしている。こうした施設計画を具体化するために、9 月 27 日に第 5 回慰霊施設の整備に関するラウンドテーブルを開催した。北海道アイヌ協会、内閣官房、国土交通省、文部科学省、地元自治体のほか、進行として常本部長に御参加いただいた。

そこでの主な確認事項の 1 点目は墓所となる建物について、遺骨箱を収納する納骨壇、これは納骨堂にあるロッカー形式のような観音開きの扉をつけた納骨壇だが、北海道大学の遺骨箱の中で一番大きいサイズが入る大きさとし、全部で約 2,500 箱が収納可能とする条件で設計を進めることを確認した。各大学で用意する遺骨箱については北海道大学と同じ規格に統一したほうがいいという御意見がある一方で、現在使用されている遺骨箱の中には遺骨の情報を記録したものもあり、引き続き検討を行うとしている。

次に建物内諸室の構成等だが、設計段階で多少規模が変わる可能性はあるが、遺骨保管室及び副葬品の保管室を約 445 m²、搬入・保管・返還等に伴う作業室、一時保管室、前室、廊下、エントランス、トイレを約 190 m²、その他機械・電気室を配置という条件で設計を進めるとしている。

副葬品の保管方法等のうち、収納方法については副葬品箱を含めて北海道大学の例を参考に検討を進める。現在、大学によっては同一容器に遺骨と副葬品を保管しているものもあるが、それは引き続き

き一緒に保管する方向で検討を行う。保管条件については、短期間で著しく現状を損なうことがないように専門家からヒアリングを行って設定するとしている。

2点目の慰霊行事を行うための施設は、施設の整備計画（素案）を北海道アイヌ協会でご検討いただくとしている。そのなかで大広間の収容規模を80名くらいと想定しているが、それを超える人数の利用がある場合に雨除け対策等の検討を行うとしている。

3点目のモニュメントは、北海道アイヌ協会の御要望をもとに具体化を図るとし、検討にあたっては有識者を交えた検討委員会（仮称）を設置するとともに、建築・デザインの専門家の協力を得て具体化を図るとしている。

引き続きラウンドテーブルで意見交換を行い、それを重ねて設計に反映させていきたい。

○ 国内の博物館等が保管しているアイヌ遺骨について、保管状況調査は一部精査中ではあるが概ね状況を把握しているところ。今後、アイヌの人々や博物館など関係者の意向を把握した上で取扱いを検討していくことになるが、個人が特定できる遺骨はないので、博物館に関しては大学で現在手続きを進めているような御遺族に個人返還することにはならないかと思う。また、地元の遺跡をアイヌの人々の理解を得ながら発掘したものが地域の博物館にあるという事例もあるので、そういった事情も含めて取扱いを検討しなければいけない。博物館で引き続き保管するのか、象徴空間へ集約するのか、あるいは地域へ返還するのかを検討していくことになるかと思う。平成26年度に閣議決定した「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針」では遺骨等は象徴空間に集約するとされているが、これは大学が保管しているものなので、博物館等の保管する遺骨等についても集約等が必要であれば、この基本方針の改訂も含めて検討する必要がある。

○ 遺骨等の地域返還については、「第7回アイヌ政策推進会議政策推進作業部会報告」において「その受け皿となる「地域」の当事者適格性に関する論点（地域返還の受け皿となる者をどのように特定すべきか、受け皿となる者がどのような受入体制を有するべきか、受け皿となる者にアイヌ遺骨等が引き渡されることについての地域内のコンセンサスをどのように形成すべきかなどの論点）を整理した上で制度設計を進める必要がある」とし、また、「地域返還後に、祭祀承継者を名乗る個人や、他のアイヌ関係団体との間でアイヌ遺骨等の帰属をめぐる争いが生じた場合」のことも検討する必要があるとしている。そのため、まず誰にお返しするかという当事者適格性に関する論点として、地域返還についての基本的な考え方、返還を請求する方の適格性、地域のアイヌの人々の合意形成の在り方、返還後の取扱いについて検討する必要がある。昨今、北海道大学に対して訴訟を起こし一部遺骨が返還された事例があるが、これはあくまで裁判で訴えた方に現状回復という形で返したもので、また必ずしもその地域の方々全員の総意ではなかったようなので、和解の事実を念頭に置きながら、しかし今後お返しするのはそういった現状回復ではなく、地域に返してほしいというコンセンサスができたところはどうやってお返しをしていくのかを検討する必要があるというのがこの地域返還についての基本的な考え方となっている。ただし、遺骨が出土しているが地域にアイヌ協会がないという市町村がいくつかあり、そのような地域でアイヌの人々の合意形成をどう作っていくのかという課題もある。地域での合意形成を作る方法として3つ考えられ、1つ目は市町村に既にあるアイヌの主要な団体の人々が中心になり、その団体に入っていない人々も含めて合意形成を作っていただくというもの。そして2つ目はそういった団体がないところを考えると、市町村長が地域のアイヌの人々の合意形成を作るというもの。この場合、そのような考え方が採れるのかどうか、また市町村長が代表する形で意見をとりまとめる機能を果たせるのかどうか検討が必要。3つ目はアイヌの関係団体と市町村長が協力して合意形成するというもの。それぞれについて課題があるので引き続き考え方を整理した上で議論を深めてまいりたい。また、例えば釧路市はかつての阿寒町と合併しているが、地区協会としては阿寒と釧路があるので、ここでいう地域を市町村と同一としていいのか、あるいは市町村内の地区とするのかも検討すべき論点としてある。

返還後の取扱いは、北海道大学との和解合意では元に戻すということで土葬を中心としているようだが、返還した後、例えば火葬して慰霊した場合その後の扱いについてはどうするのか、また返還した後将来にわたって継続的に慰霊するにはどうするのかなども含めて検討する必要がある。

返還後の帰属を巡る争いに備えた配慮については、まず返還するにあたって事前にきちんとした情報公開をし、仮に御遺族に当たると考えている方々が申告できる機会を設けておく必要があるという

こと、そして帰属を巡る争いが生じた際に、どういう対応ができるのか予め考え方を準備しておく必要がある。

- 最後に海外におけるアイヌ遺骨等の保管状況については、新聞報道等もあり外務省の協力をいただき調査等を進めてきた。具体的には毎日新聞でかなり詳細な報道があったので、そういったものを基に現地の在外公館を通じた調査を実施し、遺骨の存在が確認された。新聞報道が関係機関や資料等について詳細に触れていたので調査を進める条件が整っていた。これを受けて、今後、国としてどう向き合っていくか検討しなければならない。遺骨を保有しているドイツの博物館は返還の取扱いについてのガイドラインを定めているなど、直ちに返還してもらえない状況でもないことから、どう対処するかについては専門家を交えた検討を進め、一般的な調査ができるかも含めて検討してまいりたい。また、今後も今回と同じように具体的な端緒情報があったものについては調査を進めていきたい。

②主な質疑応答

- 博物館法というのがあるかと思うが、博物館が保有する遺骨等はこの法に基づきどういった位置づけになるのか。
 - 次回の作業部会で報告したい。
- 先ほど説明のあった、アイヌの人々の理解を得ながら地域で発掘した遺骨を保管している博物館について、これは地域において協会やアイヌの方々との話し合いがされ、そしてその資料の管理に関しても埋蔵文化財の遺骨が対象ということで、研究の方にも開けている。そういう意味できちっと整備されている理想的な形だと思う。こういう場合は、教育委員会、市町村、地元のアインという形で合意形成がなされている。研究員にも開かれているということで、これはベストな形でないかなと思うが、一方でそうでない場合はやはり場合分けになってくる。条件を整備しながら対応しなければならないと考えている。
- 慰霊施設のうち遺骨箱を収納する納骨壇について、北海道大学の遺骨箱が入る大きさであるが、これは他の大学が保有する頭骨だけの場合でも同じような箱に入れるのか。
 - これは全部大きい箱に揃えるということではなく、いろいろなサイズがあると思うが、小さいのでも収まるような広さを確保するという意味。
- 副葬品と遺骨は一緒に保管するのか。
 - 北海道大学の場合は遺骨と副葬品が完全に分離されているが、他の大学の場合には同一の容器に入っているものもあり、あえてそれを北海道大学のように分けることもないのではないかという御意見があったので、その方向で検討を進めているところ。
- 副葬品の管理を考えれば材質に即した温湿度の管理下に移すという方法もあるが、元々御遺骨と副葬品は一体として埋葬されていたことを考えれば、あえてそれを切り分けるのは本来の埋葬趣旨に反するのではないかという御意見がアイヌ民族側からあったということ。
- 遺骨については本当に難しい問題がたくさん絡んでおり、海外にある遺骨のことも国と国との関係だと思うので今度ともよろしく進めることをお願いしたい。なおかつ今日は100名近い人が各省庁から集まって、アイヌのことで協議してもらうことをまづもって感謝したいと思う。知っていただきたいのは、北大の納骨堂を誰かがなんと言っているかといえば、それは倉庫でないかと。他の人から見ればそう言われている。北大を例にとると言いながらあれは倉庫でないか、こう言われていることをきちっとまず認識しておいてもらいたい。アイヌは死者を送るのに、家も持たせてやる、愛用していたもの全てを持たせてやる、あの世へ行っても不便のなきようにという、そういう精神のもとで持たせてやるということからまず始めてもらいたいことを皆さんの念頭に置いてもらいたい。それを盗掘されたのだから。それは日本国内では研究者なども、盗掘という言葉は一度もどこにも出てこないが、外国ではそれがきちっと盗掘と記述が残っている、暗闇の中からそれを持っていったという記録も残っているということなので、死者を送ることの大切さをもうちょっと噛みしめて。まさに涙を流して眠っておるなあとは思っている。箱が大きいとか小さいとかの問題ではなく、鳩山元総理の当時は、私は金の箱にいれなきゃ困るんだと言っていた。少なくとも中は金箔にしてもらいたいくらいのことを思っているし、表はそれなりのものにきちんとしてもらいたい。下駄箱じゃ困るんだということは今言っている。遺骨はばらばらにされたのだから、きちっと供えてやることもこの慰霊のひとつだと私は思っている。官房長官が今までの先入観と固定観念を捨ててアイヌに寄り添ってやれと言

っているんだから、だったらその通りにやってもらうことを私は望みたい。血の通った、先祖の喜び形を作ってもらいたい。あわせて四肢骨について、ばらばらになったものをどうするのかはなにも協議されていない。それが先ではないかと思う。

- 遺骨の一体化については、現在文部科学省において検討会を設けて検討しているなかの重要な議題のひとつになっており、今後然るべく方向性が出されるものと考えられる。
- 「墓所」となる建物は遺骨箱が約2500箱収納可能とのことだが、今後、博物館などからここへ集約することになったとしたら、この2500という数で収まりきるものなのか。
 - かなり余裕をもっている数なので、仮に現在把握している博物館の遺骨を全部収容することになっても対応可能。ただしそれ以外で予期せずに3桁の数が増えると、そこまでは対応していない。
- 進めてもらえればいい。進めてもらうこと。これは前倒ししてやると言ったことが前倒しになっていない。もうちょっと積極的に国がちゃんと示してもらいたい。示さないでこっちらなんか言うのと、それはああでもないこうでもないと言う。今までの会議だってそう。そんなのは会議ではない。そうではなく示してもらいたい。盗られたものであるということ、大きい人権問題に関わる話なのできっちり国が早く示してもらいたい。

3. その他

- 今、文部科学省で「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に関して10月7日までパブリックコメントを実施している。北海道アイヌ協会としては、この学習指導要領の中に先住民族アイヌの歴史的な事実や系統的な記述を確実に確保されるようなまとめにしてもらいたいという要請書を出している。教科書は全国の学生、児童生徒が学んでいる。国民理解ということで象徴空間やイランカラプテキャンペーンなどがあるが、歴史教育、あるいは音楽や図画工作、道徳など、いろいろな科目にアイヌのことを入れる可能性はあり、文科省に要望書を出しているので、内閣官房にも御協力いただければと思う。
 - しっかりと受け止めて、文部科学省と相談したいと思う。
- 来年度の予算概算要求に「様々な立場のアイヌの人々に関する実態把握」とあるが、この予算の中にはまだ新しい法律をどうするかということについては入っていないのか。
 - まずは実態把握についての予算ということになる。そういった実態把握などを受けてから改めて検討することになる。
- 新しい法律がすぐにでもできるような報道がなされているのを見たことがあるが、まだそこまでは至っていないということか。
 - 政策再構築については前回の部会で御説明したとおりであり、新聞報道はどういう事実に基づいて書かれているのかよくわからないが、予算概算要求に含まれているものについては先ほど申し上げたとおり。
- 道外アイヌの立場で唯一ひとりここに来ているのだが、いつもいつも北海道の予算ということでこの膨大な数字を見せられ続けているので、非常に腹立たしい。いつになったら道外の私たちがここに含まれてくるのか。なにに私はここへ通い続けているのかわからなくなってくるくらい、何年経っても道外は道外で排除されたままというのが続いている。いつになったらこの中に私たちは入れるのか。いつになったらこの中に私たち道外の者を入れる気になってくれるのか。他の委員の方たちも含めて質問したい。
- 今回の概算要求は「アイヌ生活向上等」のうち「全国の見地からの施策」が道外アイヌの方々を対象とするもので、これをもって十分か不十分かはなお議論があるかと思う。
 - 数年前は「アイヌ生活向上等」には「北海道内施策」しかなかったのだが、この会議等の成果として、直接予算を計上しているものではないが、奨学金についてはアイヌの人々を対象に貸与を受けやすくなるよう基準を緩和したり、「雇用・生活の安定」127百万円に含まれているが電話相談事業を実施したりと、徐々にだが拡充に取り組んできたことについて、御不満は多々あると思うが御理解いただきたい。

(以上)